

「静岡市奨学金返還支援事業補助金」申請受付開始のご案内

1 要 旨

- ・静岡市と市内企業が協働し、静岡市で働きたい若者を応援することで、若者の市外流出を抑制し、市内企業の採用力向上と人材不足の解消を図ります。
- ・具体的には、従業員の奨学金返還を支援する市内企業に対し、市がその費用の一部を助成する制度を創設し、本年 11 月 4 日（月）から、申請受付を開始します。
- ・若い求職者は、就職活動において福利厚生や待遇面を重視し、それらが整った企業を選ぶ場合があり、一部の企業では採用力向上のために従業員に対する奨学金返還支援制度を導入していますが、市内での導入事例はまだ限られています。
- ・この制度を通じて、奨学金返還支援を導入する企業を増やすことで、企業イメージの向上や若者に選ばれる企業づくりを進め、市全体の採用力を高めていきます。

2 制度の概要

（1）補助対象者

- ① 本社及び本店が市内にある企業
- ② 本社及び本店は市外だが、正社員の採用権限を持つ市内事業所

（2）支援の対象となる従業員

勤務形態：正社員（週 20 時間以上の無期雇用契約を締結している労働者）

年齢・居住地：問わない

勤 務 地：原則として市内。ただし、転勤などを前提としない場合は、市外勤務も可

採 用 日：①既に、奨学金返還支援を実施している企業

…2025 年 11 月 1 日（※）以降に採用された者

※「静岡市奨学金返還支援事業補助金交付要綱」の施行日

②今後、支援を開始する企業

…奨学金返還支援を開始した日（※）以降に採用された者

※支援制度に関する規程・規則等を整備し、導入を開始した日

（3）補助対象経費（補助率・補助上限額など）

企業が従業員に支給する奨学金返還支援金（返済補助金）に対し、次のとおり補助金を交付します。

	中小企業（※1）	大企業
補助率	2/3	1/2
補助上限額	従業員 1 人あたり 12 万円／年度	従業員 1 人あたり 9 万円／年度
補助期間	最大 6 年間（72 月分）（※2）	

※1 中小企業…中小企業等経営強化法の規定による。

※2 従業員が返還する奨学金（最大 72 月分）に対し、企業が行った支援を補助対象とする。

(4) 申請方法等

- ・ 2025 年 11 月 4 日（月）から静岡市商業労政課にて受付を開始します。
- ・ 申請は、電子申請のほか、郵送・持参にて受け付けます。

詳しくは、市ホームページ（10 月 27 日（月）公開予定）をご覧ください。

URL <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5478/s013104.html>

担当：経済局 商業労政課（054-354-2430）